



様式第1号

苦 情 申 立 書

令和7年4月11日

大阪府知事 様

1 苦情申立者の商号又は名称及び住所

アサノデザインオフィス

代表 浅野 信之

大阪市西区靱本町1-9-15 近畿富山会館5階

2 苦情申立ての対象となる入札参加停止等

モノレール建設事務所発注の「事業認可変更資料の印刷」

契総第4999号

令和7年3月19日

3 苦情申立ての趣旨及び理由

上記案件の質問受付期間の2月6日に電話にて仕様書ではわからないところを聞き、例えばA1サイズを折っての仕上がりサイズを書いてあるが、そのサイズにはならない等。そして、原稿がA3サイズでA1サイズに拡大して印刷製本するのか、数量は674枚とあり、これに対して原稿は1枚でこれを674枚印刷製本して納品すればいいのかと尋ねたところ、そうだという返事をもらいました。仕上がりサイズも違っていたので現物の見本をいただけないかと聞いたところ、渡せないということで、現物を確認に行きたかったが質問期間が2日しかなく、時間がなく見に行くことが出来ませんでした。それでこの内容で見積もりを出したところ、後日2月19日にモノレール建設事務所担当者からの連絡でこの金額で本当にできますかみたいな問い合わせがあり、多分他社と大きな開きがあったのかもしれませんが、そこで仕様の内容を再度確認したが、その時もA3サイズ1枚の原稿からA1サイズに拡大して674枚印刷製本するものだとの返答でした。100枚以上の原稿があるとの説明はありませんでしたので、その金額で対応できるとの返事をしたところ、落札できることになりました。

ところがその後、担当者から原稿のデータが送られてきてみると、仕様と違う内容のもので、原稿は1枚ではなく100枚以上だったので、これではとても見積った金額ではできないと担当者に伝えました。協力会社の何社かにも確認してみたところ、この仕様書じゃ同じように理解できないと言われました。いかに分かりづらい仕様書になっていたか分かりますし、説明不足でもありました。確認の電話の時にもっと内容の丁寧な説明が欲しかったです。2月25日にこの契約の件で来て欲しいとのことで事務所へ訪問しました。その場でもあの仕様書等、電話で受けた説明では実際の作業と違うので受けることはできないと伝えましたが、そこで契約履行続行不能届を出して欲しいと説明を受けました。それで上記で説明した内容を記入して書類を提出しましたが、送られてきた書類にはただ自己都合による契約解除とだけあったので、これではおかしいのではないかと問い合わせたところ、定型の書類らしく出してもらわないといけないと言われましたが、年度末で納期もない案件だったので、早く次の業者に代わってやってもらえば良いと思い書類を返送しました。今までの経緯がわかってくれるものと思っていましたが、まさか入札参加資格が停止になるとは思ってもいませんでした。担当者のもっと丁寧な仕様書の作成ともっと丁寧な対応を取ってもらっていたらこんな結果にはなっていなかったと思います。このままじゃ100%こちらが悪いようになってしまっていますので、納得いきません。

大阪府、大阪市ともに入札参加資格が無くなってしまうことで、他府県の入札参加にも影響し、1年間に得られるはずだった利益を得られなくなることになってしまうのは、損害賠償請求も考えなくてはいけなくなります。

入札参加停止措置の取り消しを求めます。